広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課
松江市西津田二丁目六番二十八号　国土交通省中国地方整備局松江国道事務所
岡山市北区鹿田町二丁目四番三十六号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
岡山市北区富町二丁目十九番十二号　国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課
高知市六泉寺町九十六番地七号　国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所
福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課
鹿児島市浜町二番五号　国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所
那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

三　合格証明書の交付申請

㈠　申請することができる者　財団法人全国建設研修センターの行う二級土木施工管理技術検定学科試験及び実地試験に合格した者

㈡　提出書類　合格証明書交付申請書

㈢　申請の受付期間　平成二十四年二月三日から平成二十四年二月十七日までとする。ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

四　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課

〒九八〇―八六〇一　仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課

〒三三〇―九七一四　さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課

〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課

〒七六〇―八五一一　高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課

〒八一一―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課

〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

五　合格証明書交付　申請者に対し平成二十四年二月下旬以降に合格証明書を交付する。

平成23年度１級及び２級建築施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年２月３日

国土交通大臣　前田　武志

1　平成23年度１級建築施工管理技術検定合格者
平成23年度１級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

5,546名

2　平成23年度２級建築施工管理技術検定合格者
平成23年度２級建築施工管理技術検定に合格した者は、次のとおりである。

建　築　3,430名
躯　体　557名
仕上げ　2,285名

3　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北八条西２丁目
国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区二日町９―15
国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２―１
国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１―１―１
国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２―５―１
国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１―５―44
国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６―30
国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３―33
国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２―10―７
国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２―１―１
内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

4　合格証明書の交付申請
⑴　申請することのできる者　財団法人建設業振興基金の行う平成23年度１級又は２級建築施工管理技術検定実地試験に合格した者
⑵　提出書類　合格証明書交付申請書及び添付書類（ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）
⑶　申請の受付期間　平成24年２月３日（金）から平成24年２月17日（金）までとする。（受付期間締切日の消印のあるものまで有効。ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）
⑷　申請書の郵送先　〒150―0002　東京都渋谷区渋谷３－１－４　日本情報産業ビル　電話03―3409―9411　日本情報産業株式会社（ただし、氏名、本籍地等に変更がある場合及び上記受付期間後の申請については、ホームページアドレスhttp://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/sinsei/eizen_sinsei00000006.htmlを参照。）
⑸　合格証明書の交付　受付期間に受理した申請者に対して平成24年３月中旬頃に合格証明書を交付する。

公　告

諸　事　項

工場財団

新潟県村上市三之町８番11号**株式会社日本アクシィーズ**の新潟市北区太郎代字山辺856番地２株式会社日本アクシィーズ東港工場についての工場財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年２月３日　　新潟地方法務局

証書無効

○　所得税、消費税、地方消費税（譲渡割）及び印紙税に関する質問検査章
平成23年７月22日交付　第平23―00002号
伏見税務署　財務事務官　大北　恭子　名義分
平成23年11月26日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成24年２月３日　　国　税　庁

○　特別還付金の支給に関する質問検査章
平成23年７月22日交付　第平23―00002号
伏見税務署　財務事務官　大北　恭子　名義分
平成23年11月26日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成24年２月３日　　国　税　庁

○　所得税、消費税、地方消費税（譲渡割）及び印紙税に関する質問検査章
平成21年７月10日交付　第平21―00008号
伏見税務署　財務事務官　京谷　　進　名義分
平成23年11月26日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成24年２月３日　　国　税　庁